

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	いちき串木野市 国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和6年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>いちき串木野市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項 1届書の受理 2資格取得の届出 3種別変更の届出 4任意加入被保険者の資格取得の申出 5資格喪失の届出 6任意脱退の届出 7資格喪失の申出 8基礎年金番号通知書の再交付の申請・報告 9日本国内に住所を有しない被保険者の届出 10届書の送付又は報告 11届書の再提出 12産前産後免除該当届</p> <p>② 給付に関する事項 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 1～2の請求書等の送付</p> <p>③ 保険料に関する事務 1申出書の受理 2付加保険料納付の申出 3付加保険料納付の辞退申出 4付加保険料納付該当の届出 5付加保険料納付非該当の届出 6保険料法定免除に関する届出 7保険料免除・納付猶予の申請 8保険料学生納付特例の申請 9保険料免除・納付猶予の取消申請 10納付特例不該当の届出 11届書の送付及び再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条 国民年金法第12条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いちき串木野市 市民生活課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いちき串木野市 市民生活課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②	萩原清美	野田義和	事後	
平成28年4月1日	II-1	H26.12.1	H28.4.1	事後	
平成28年4月1日	II-2	H26.12.1	H28.4.1	事後	
平成29年4月1日	I-1-③	国民年金システム・中間サーバー・統合宛名システム	国民年金システム	事後	
平成29年4月1日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	野田義和	榎元京子	事後	
平成29年4月1日	II-1	H28.4.1	H29.4.1	事後	
平成29年4月1日	II-2	H28.4.1	H29.4.1	事後	
平成30年4月1日	I-1-②	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・ ・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除廃止届の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付 ・年金相談 	<p>いちき串木野市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p>	事後	
平成30年4月1日	I-1-②	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・ ・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除廃止届の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付 ・年金相談 	<p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項 1届書の受理 2資格取得の届出 3種別変更の届出 4任意加入被保険者の資格取得の申出 5資格喪失の届出 6任意脱退の届出 7資格喪失の申出 8氏名変更報告 9住所変更報告 10死亡報告 11手帳の再交付の申請・報告 12日本国内に住所を有しない被保険者の届出 13届書の送付又は報告 14届書の再提出</p> <p>② 給付に関する事項 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付</p> <p>③ 保険料に関する事務 1申出書の受理 2付加保険料納付の申出 3付加保険料納付の辞退申出 4付加保険料納付該当の届出 5付加保険料納付非該当の届出 6保険料法定免除に関する届出 7保険料免除・納付猶予の申請 8保険料学生納付特例の申請 9保険料免除・納付猶予の取消申請 10納付特例不該当の届出 11届書の送付及び再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給者に関する協力連携事務を行う。</p>	事後	
平成30年4月1日	I-3	番号法第9条第1項、別表第一 第31の項並びに国民年金法第12条等	番号法第9条第1項、別表第一 第31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条 国民年金法第12条等	事後	
平成30年4月1日	I-4-②	番号法第19条7号、別表第二の48、50の項	削除	事後	
平成30年4月1日	II-1	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年4月1日	II-2	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成31年4月1日	I-5-②	市民課長 榎元京子	市民課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	II-1	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	II-2	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目追加	事後	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I-1-②	① 被保険者に関する事項 1届書の受理 2資格取得の届出 3種別変更の届出 4任意加入被保険者の資格取得の届出 5資格喪失の届出 6任意脱退の届出 7資格喪失の届出 8氏名変更報告 9住所変更報告 10死亡報告 11手帳の再交付の申請・報告 12日本国内に住所を有しない被保険者の届出 13届書の送付又は報告 14届書の再提出 ② 給付に関する事項 1 給付に関する請求書・申出書・届出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付	① 被保険者に関する事項 1届書の受理 2資格取得の届出 3種別変更の届出 4任意加入被保険者の資格取得の届出 5資格喪失の届出 6任意脱退の届出 7資格喪失の届出 8手帳の再交付の申請・報告 9日本国内に住所を有しない被保険者の届出 10届書の送付又は報告 11届書の再提出 ② 給付に関する事項 1 給付に関する請求書・申出書・届出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 1～2の請求書等の送付	事後	
令和2年1月1日	II-1	H31.4.1	R2.1.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月1日	II-2	H31.4.1	R2.1.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年4月1日	I-②		12 産前産後免除該当届	事後	
令和3年4月1日	I-5-①	市民課	市民生活課	事後	
令和3年4月1日	I-5-②	市民課長	市民生活課長	事後	
令和3年4月1日	I-7, 8	市民課	市民生活課	事後	
令和3年4月1日	II-1	R2.1.1	R3.4.1	事後	
令和3年4月1日	II-2	R2.1.1	R3.4.1	事後	
令和4年4月1日	II-1	R3.4.1	R4.4.1	事後	
令和4年4月1日	II-2	R3.4.1	R4.4.1	事後	
令和4年4月1日	I-②	手帳	基礎年金番号通知書	事後	
令和5年5月1日	II-1	R4.4.1	R5.4.1	事後	
令和5年5月1日	II-2	R4.4.1	R5.4.1	事後	
令和5年5月1日	II-2	R5.4.1	R8.4.1	事後	